

洞爺湖町一般廃棄物処理基本計画の概要

自然環境・景観を守り「定住を促す住みよい環境のまち」をめざして

【計画の目的】

今日のごみ問題は、豊かさや便利さを求めた生活様式の変化により、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済システムを構築し、その結果、循環型社会のバランスは崩れ、地球規模の問題を引き起こしています。みなさんの生活の中で日々排出されているごみを適正に処理し、また、更なるごみ排出の抑制、資源リサイクルシステムを推進していくことで、洞爺湖町の有する自然環境・景観を守ることが目的とし、洞爺湖町廃棄物の減量及び処理に関する条例第8条の規定に基づき策定するものです。

【対象地域】 洞爺湖町全域

【計画の期間】 令和4年度～令和13年度までの10年間(5年を目処に見直し)

【基本方針】

洞爺湖町まちづくり総合計画に掲げる“定住を促す住みよい環境のまちづくり”を実現するため、町民・事業者・行政が一体となってごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取組み、循環型の廃棄物ゼロ社会をめざします。

【計画推進のための役割】

よりよい環境を守り、「快適な環境づくり」するためには、住民・事業者・町の協力と連携が重要です。

① 町民の取組み

・町民に対し、ごみの減量化、再利用や分別の徹底などの啓蒙施策を、町広報やパンフレット等を用い積極的に進め、低年齢から環境に対する意識を高めるため環境教室等の学習機会を設ける。

・小規模事業者においてもレジ袋を有料化、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向け、事業者に対し積極的に普及・啓発活動に努める。

・自治会等団体による集団回収事業への助成や古紙回収業者への交付金などの施策を推進しながら更なる排出抑制、再資源化に努める。

・廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでの過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努める。

・町も自ら事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、町民や事業者への情報提供を行う。

② 町民の取組み

・町のリサイクル施策に積極的に協力し、フリーマーケットの開催、リサイクルショップの利用など再生品の使用を積極的に行い、ごみの排出抑制と減量化に努める。

・自治会等団体による古新聞等の集団回収はごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから積極的に活用するよう努める。

・商品の購入にあたっては、マイバックを持参し、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器(リターナブル容器)を用いた商品等を選択することなどによって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

・家庭で使用するトイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するよう努める。

・必要な食品を必要な量だけ購入し、食べる分だけ調理して食べ残しをなくすとともに、調理残渣は生ごみとして適正に分別するなど、ごみの減量化に努める。

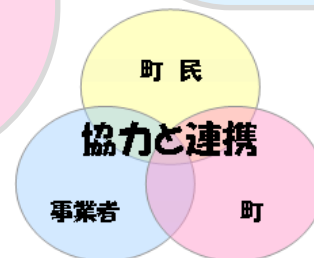
③ 事業者の取組み

・事業者は、自らごみの発生を抑制し、過剰包装の抑制や再生品の販売に心がけ、ごみの排出抑制と減量化に努める。

・事業所で使用するトイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するよう努める。

・食品小売業においては、売れ残りを減らす工夫や、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するよう努める。

・外食産業やホテル産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取組むとともに、自らの取組みを適切に情報提供すること等により、消費者の理解促進に努める。



町民・事業者・行政が一体となってごみの減量化に努めましょう！！

計画に関するお問い合わせは、
洞爺湖町役場経済部生活環境課 TEL0142-74-3006